

文部科学省における熱中症事故防止対策について

平成30年8月2日

1. これまでの取組

- (1) 熱中症に対する予防方法や応急措置等の対処法についてまとめた参考資料や教職員用研修資料の作成、配布、周知
- ・「熱中症を予防しよう - 知って防ごう熱中症 - 」(平成30年7月 (独)日本スポーツ振興センター)
 - ・学校における体育活動中の事故防止のための映像資料(DVD)(平成26年3月文部科学省)
 - ・「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書(平成26年3月 (独)日本スポーツ振興センター)
 - ・学校の危機管理マニュアル作成の手引(平成30年2月 文部科学省) 等
- (2) 各教育委員会等に対し、熱中症事故の防止についての通知・事務連絡の発出
暑くなり始める前の5月
- ・各都道府県・指定都市教育委員会の学校安全担当課等に通知を発出し、学校の下管理下における熱中症事故の防止のための適切な措置を講じるよう依頼(p1)
 - ・各都道府県・指定都市スポーツ主管課に通知を発出し、スポーツ活動中における熱中症事故防止のための適切な措置を講じるよう依頼(p3)
 - ・学校安全ポータルサイトにて熱中症についての注意喚起記事を掲載
熱中症救急搬送者数等が急増する7月
 - ・各都道府県・指定都市教育委員会の学校安全担当課等に事務連絡を発出し、再度注意喚起(p5)
 - ・初等中等教育局メールマガジンで注意喚起
随時(死亡事故の発生時等)
 - ・事務連絡等で改めて注意喚起
- (3) 各教育委員会の指導主事等が集まる会議等における注意喚起
教職員や学校安全行政、スポーツ行政担当者等を対象とした会議等において、熱中症の問題を取り上げて、注意喚起。
- (4) 学校施設の空調設備の設置支援
児童生徒の学習環境改善のため、公立の小中学校施設等への空調設備の設置に必要な経費の一部を国庫補助。

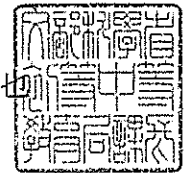
2. 今般の高温を受けた対応

- (1) 学校における熱中症事故防止に係る注意喚起 (事務連絡(7月18日)・メルマガ(7月19日))
体育・スポーツ活動以外で死亡事故が起きたこと、今後7月下旬にかけて高温が続く見込みであること等を踏まえ、改めて、各都道府県・指定都市教育委員会の学校安全担当課等に対し、
気象情報等に十分留意し、活動の実施について対応を柔軟に検討すること
こまめな水分・塩分の補給や休憩とともに、健康観察など健康管理の徹底を図ること
熱中症の疑いのある症状が見られた場合の応急手当を適切に実施すること
夏休みを迎えるにあたり、熱中症防止のための児童生徒等への指導を行うこと
などの万全の対策を講ずるよう依頼。(p7)
- (2) 運動部活動における熱中症事故の防止等について対応依頼 (通知(7月20日))
暑熱環境が悪化し、とりわけ夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等生徒の安全確保に向けた取組の強化が急務であることから、各都道府県・指定都市教育委員会等関係機関に対し、
「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たり、これまでの関係通知等を参考に、例えば高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないように明記する等、適切に対応すること
高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合には、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うこと。なお、止むを得ない事情により開催する場合には、生徒の健康管理を徹底すること
などの万全の対策を講ずるよう依頼。(p9)
文化部活動についても、同日付で担当部局に熱中症事故の防止について注意喚起。
- (3) 文部科学省関連機関等への注意喚起 (事務連絡(7月19日、20日))
多くの地域住民が集まる社会教育施設(社会体育施設、文化施設を含む。)など、学校以外の場でも熱中症事故の防止が必要であることから、各都道府県・指定都市などに対し、熱中症事故の防止について周知。
- (4) 学校の夏季における休業日に関する児童生徒等の健康確保に向けた対応等についての依頼
各教育委員会等に対して、学校の夏季における休業日の延長等に関する検討を依頼する通知の発出を検討中。
- (5) 学校施設の空調設備の設置支援
既存の補助制度である学校施設環境改善交付金を活用する方針。詳細については検討中。
- (6) 気象庁報道発表等関連情報の周知 (随時)
気象庁報道発表「西日本と東日本における7月下旬にかけて続く高温について」「7月中旬以降の記録的な高温と今後の見通しについて」等を受けて、各都道府県・指定都市教育委員会等宛てに随時情報提供・注意喚起。



各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県・指定都市民生主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公私立大学担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三谷卓



(印影印刷)

熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいておりますが、別紙1のとおり、依然として学校の管理下における熱中症事故は発生しており、生徒が死亡する事案も生じています。

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、政府においては、平成25年度から、熱中症搬送者数や死亡者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」と定め、国民や関係機関への周知等を強化して、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進している他、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、一般参加が可能な取組として、平成30年6月3日から4日にかけて、「熱中症対策シンポジウム」（別

紙2)を開催するとともに、平成30年度は4月20日から9月28日まで熱中症予防サイトにおいて暑さ指数を情報提供(別紙3)しています。

各教育委員会等におかれては、「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」(平成26年3月文部科学省)、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」(平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)及び「熱中症環境保健マニュアル2018」(平成30年3月改訂環境省)、上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校(大学を除く)に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対しても周知するようお願いいたします。

【参考資料】

環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>

(印刷して利用できる普及啓発資料の他、熱中症対策の情報が充実しています。)

学校における体育活動中の事故防止のための映像資料(DVD)(平成26年3月 文部科学省)

「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書

(平成26年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(パンフレット)

(平成26年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)

「熱中症環境保健マニュアル2018」(平成30年3月改訂 環境省)

学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開

(平成25年3月改訂 文部科学省)

小学校教職員用研修資料(DVD)「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」

(平成21年3月 文部科学省)

中学校・高等学校教職員用研修資料(DVD)「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」

(平成22年3月 文部科学省)

【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校安全係

電話：03-5253-4111(内線2917)

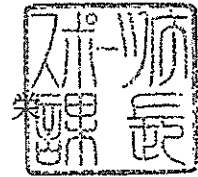
F A X：03-6734-3794



30ス健ス第2号
平成30年5月16日

各都道府県スポーツ主管課長
各指定都市スポーツ主管課長 殿

スポーツ庁健康スポーツ課長
安達



(印影印刷)

熱中症事故の防止について（依頼）

標記については、例年、御協力をいただいているところでありますが、スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しております（別紙）。

熱中症は、スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

熱中症の発生は、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日等、体が暑さに慣れていない時期に起こりやすいことを踏まえ、この時期から熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

また、政府においては、国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症による救急搬送人員数が急増する7月を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症予防の取組を推進することとしています。

については、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（平成25年4月改定公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、関連する部局・課とも連携し、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いします。

環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）では、熱中症の目安となる暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）、熱中症への対処方法に関する知見等を提供していますので、適宜、御活用ください。

また、イベント主催者は施設管理者、警察、消防（救急搬送）、地方公共団体、関係団体と連携しながら運営する必要があることを留意されるとともに、関連する部局・課に対して周知されるようお取り計らい願います。なお、イベント等の運営に当たっては、強化月間以外においても、この趣旨を踏まえて適切に対応するようお願いします。

【本件担当】

スポーツ庁健康スポーツ課
スポーツ安全係
電話：03-5253-4111（内線3939）
FAX：03-6734-3792

事 務 連 絡
平成30年7月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県・指定都市民生主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課 御中
各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について（依頼）」（平成30年5月15日付け30初健食第4号）により周知しているところですが、政府においては、7月を「熱中症予防強化月間」と設定し、国民や関係機関への周知等の効果をあげて、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進することとしています。

熱中症は、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに水分や塩分を補給し休憩を取ること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することによって防止できます。関係の皆様においては、「熱中症予防強化月間」の趣旨を踏まえて、熱中症予防のための万全の対策を行うとともに、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等をお願いします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、熱中症予防について学校種や対象別に使用できる教材カードを作成し、ホームページに掲載しています。さらに、環境省においては、熱中症予防情報サイトにおいて「熱中症環境保健マニュアル2018」や「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2018」等の熱中症対策普及啓発資料を提供している他、熱中症の予防に有効な暑さ指数（WBGT）のメール配信なども行っています。各学校等におきましては、本資料等を広く活用され、熱中症の予防に努められますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会安全主管課においては、域内の各市区町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、お知らせいただくようお願いします。

【参考資料】

○独立行政法人日本スポーツ振興センター教材カード

「熱中症を予防しよう」（各学校種向け）（平成30年5月発行）

「熱中症に気を付けよう」（各学校種向け）（平成30年7月発行）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx

○環境省熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係

tel：03-5253-4111（2917）

fax：03-6734-3794

事 務 連 絡
平成30年7月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、これまでも「熱中症事故の防止について(依頼)」(平成30年5月15日付け30初健食第4号)や「熱中症事故の防止について」(平成30年7月4日付け事務連絡)で、関係者に対する熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

この度、7月17日に愛知県において小学校1年生の児童が校外学習後に熱中症によって死亡するという痛ましい事故が発生しました。

事故の経緯については現在究明中ですが、今後7月下旬にかけて西日本と東日本で高温が続く恐れがあることから、改めて、以下の点について関係者に周知徹底を図り、熱中症事故防止に万全の対策を講ずるようお願いします。

- 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。
その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。
- 活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底すること。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温

の冷却，病院への搬送等，適切な応急手当等を実施すること。

○学校の管理下における熱中症事故は，運動部活動以外の部活動や，屋内での授業中においても発生しており，また，体がまだ暑さに慣れていない時期，それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。

また，夏季休業中は，部活動や校外活動等の学校における教育活動のほか，児童生徒等のみで活動する機会が増えることや，さらに平成30年7月豪雨の被災地では，気温が上昇している中での復旧作業や生活環境の変化等により熱中症にかかる可能性が高まることを踏まえ，安全管理のみならず，児童生徒等への指導も含めて適切な対応をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては，所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。），及び域内の市町村教育委員会に対して，各都道府県私立学校主管課におかれては，所轄の学校法人，学校に対して，各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して，構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して，厚生労働省の専修学校主管課におかれては，所管の専修学校に対して，都道府県認定こども園主管課においては，域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して，このことについて周知されるようお願いします。

【問合せ先】

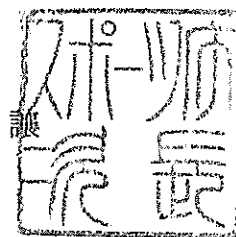
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係
tel：03-5253-4111（2917）
fax：03-6734-3794



30ス庁第262号
平成30年7月20日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属中学校，附属高等学校，附属中等教育学校
又は附属特別支援学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属中学校，附属高等学校又は附属特別
支援学校を置く各公立大学法人の理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
今里



(印影印刷)

運動部活動における熱中症事故の防止等について（依頼）

スポーツ庁では、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、本年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定するとともに、都道府県においては、「運動部活動の在り方に関する方針」を、市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者においては、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長においては、「学校の運動部活動に係る活動方針」を速やかに策定すること等、本ガイドラインに則った取組を依頼したところです。

一方、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務となっております。

ついては、運動部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、各都道府県においては、下記の点について、適切な対応をお願いします。

記

- 1 「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たり、運動部活動の休養日及び活動時間等を設定する際、熱中症事故の防止の観点から、これまでの関係通知（別添）や「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないように明記する等、適切に対応すること。また、ガイドラインにおいては、夏季休業等の長期休業中には、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることとしていることも参考に対応すること。既に方針を策定した都道府県にあっては、こうした観点を踏まえて検討の上、必要に応じて改定すること。
- 2 高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合については、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うこと。なお、広域的な大会等で止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。
- 3 上記の方針等を踏まえ、域内の市町村、学校設置者に対し、それぞれの方針・計画における適切な対応に向けた速やかな検討を促し、各学校の運動部活動において、保護者との連携を図りつつ、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じること。

なお、スポーツ庁においては、ガイドラインに基づく全国の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行うこととしており、本年度はこの秋に現況の調査を行う予定ですが、差し当たり、各都道府県において策定した方針（本通知への対応を含む）については、8月20日（月）までに担当宛てに提出願います。

【本件担当】

政策課学校体育室運動部活動推進係

電話 03-5253-4111（内線3777）

E-mail: staiiku@mext.go.jp

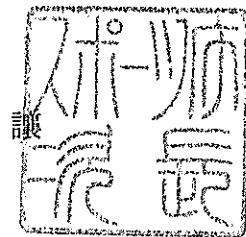


30ス庁第262号
平成30年7月20日

公益財団法人日本中学校体育連盟会長
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長
公益財団法人日本高等学校野球連盟会長
公益財団法人日本スポーツ協会会長
公益財団法人日本オリンピック委員会会長
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会会長
公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人
日本オリンピック委員会関係各競技団体の長
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会又は
日本パラリンピック委員会関係各競技団体の長
全国特別支援学校長会会長

殿

スポーツ庁次長
今里



(印影印刷)

運動部活動における熱中症事故の防止等について（依頼）

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動中によるものであり、夏季における運動部活動については、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた万全の取組を講ずる必要があることから、スポーツ庁においては、教育関係機関に対し、別添1のとおり依頼しました。

については、貴殿におかれても、生徒が参加する学校体育大会及び地域におけるスポーツ大会等に関し、高温や多湿時には、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うことを検討願います。また、広域的な大会等で止むを得ない事情により開催する場合には、活動前、活動中、終了後のこまめな水分・塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底すること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応の徹底をお願いします。

また、公益財団法人日本中学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本高等学校野球連盟におかれては、本年3月に、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを踏まえ、大会等の見直しについて検討を依頼しております。近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化している中、夏季のスポーツ活動は、生徒の健康面での負担が非常に大きくなっている場合があります。検討に当たっては、こうした観点も踏まえ、生徒が安全にスポーツ活動を行えるよう、安全確保に徹底した対応をお願いします。

【本件担当】

政策課学校体育室運動部活動推進係

電話 03-5253-4111 (内線3777)

E-mail: staiiku@mext.go.jp.